

## 令和4年度 第2回苫小牧市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時 令和4年8月23日(火) 午後6時から午後6時40分まで

開催場所 苫小牧市役所 職員会館304号室

### 出席者

- ・ 審議会委員 12名  
遠藤委員、大村委員、岡田委員、小原委員、佐藤守委員、末松委員、辻川委員、前田委員、三成委員、宮川委員、山上委員、渡邊委員
- ・ 関係職員 15名  
健康こども部長、健康こども部次長、教育部参事、こども育成課長、こども支援課長、青少年課長、健康支援課長、健康支援課主幹、こども育成課長補佐、青少年課長補佐、健康支援課長補佐、健康支援課副主幹、こども育成課総務係長、こども育成課総務係主任主事、こども育成課総務係主事
- ・ 傍聴人 1名  
苫小牧民報社(1名)

## 1 開会

(司会)

それではお時間となりましたので、ただいまから「令和4年度 第2回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、こども育成課の桑村と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審議会から参加されます新任委員をご紹介します。苫小牧市PTA連合会からご推薦のありました渡邊愛子委員です。それでは、自己紹介をお願いいたします。

====渡邊委員自己紹介====

渡邊委員ありがとうございました。続きまして、桜田健康こども部長よりご挨拶申し上げます。

## 2 健康こども部長挨拶

(健康こども部長)

皆様、こんばんは。健康こども部長の桜田でございます。本日はお忙しいところ、また、お仕事終了後のお疲れのところ「苫小牧市子ども・子育て審議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から子育て支援をはじめ、市政の発展のためにご理解とご協力をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

さて、本市では令和2年3月に策定しました「第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」に基づき各種事業に取り組んでいるところでございます。事業の実施に当たりまして、委員の皆様方にもお忙しい中ご負担をお掛けするかと申しますが、お力添えをよろしくお願いいたします。

また、子ども・子育て支援事業計画の計画期間は5年となっておりますけれども、適切な基盤整備を行うため、中間年を目安として必要な場合に見直しを行うことができるという風になっております。今年度が、その中間年度に当たりますことから、今年度末までにその修正案を作成するために、本日はこの審議会の中で計画の中間見直し案についてお示しをさせていただきたいと考えております。皆様にはご審議をお願いしますが、皆様の忌憚のないご意見をいただいて、よりよい取組に繋げて参りたいと考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。ここで、会議の成立についてご報告いたします。大津山委員、佐藤郁子委員、青山委員は本日欠席となります。辻川委員につきましては、到着が遅れるとの連絡をいただいております。

苫小牧市子ども子育て審議会条例第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されておりますが、本日は、委員15人中11人と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に議事に入りますが、その前にマイクの使用方法について説明いたします。発言する時は挙手をしていただき、議長に指名されたら、スピーカー下のボタンを押してください。マイク先端のランプが赤色に点灯しているのを確認してから発言してください。発言を終えたら再度スピーカー下のボタンを押してください。赤色ランプが消灯します。

それでは議事に入りますが、ここからは小原会長に進行をお願いしますので、議長席へ移動して、議長をお願いいたします。

### 3 議事

(議長)

それでは、ここからは私が進めさせていただきます。本日は、議事の説明と質疑を行い、午後7時00分を目途に終了を予定しております。また、この審議会の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしく申し上げます。

では、次第3の議事に入ります。議事は(1)から(4)までとなっておりますが、事務局から通して説明した後にとまとめてご審議いただきます。

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画、教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の中間見直しについて、(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策の中間見直しについて、(3) 子ども・子育て支援施策の中間見直しについて、(4) 今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課総務係長)

こども育成課の高橋です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に沿って説明させていただきます。(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画(教育・保育施設の量の見込み及び確保方策)の中間見直しについて、資料1の1ページ目をご覧ください。子ども・子育て支援事業計画については、計画策定時に見込んだ量の見込みと実績との間に大きな差がある場合には、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行うこととされております。

教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見直しに係る基本的な考え方につきましては、令和3年度の実績値が、計画における量の見込みよりも10パーセント以上の差がある場合、量の見込みを変更することとなります。

ここで、国の示す考え方では、令和3年4月時点の実績値を量の見込みと比較するよう記載がありますが、2ページのグラフと表のとおり0歳児の入所申込数は4月には185人となっておりますが待機児童は発生していないものの、年度末の3月には471人になっていることから、年度末に増える保育のニーズに対して受入枠を確保できるように、令和4年3月の実績値を量の見込みと比較して計画の修正を検討します。

続きまして、計画を見直す場合の量の見込みの算出方法は、直近の人口から令和5年、6年度の児童数を推計し、令和4年3月の認定区分ごとに、対象児童数のうち認定を受けた子どもの割合を算出し、各年度の対象人口を掛けることで令和4年度から6年度までの量の見込みを算出しています。

推計児童数につきましては、出生数が減っていることから、3ページの表のとおり見直します。計画を見直す場合の確保方策の算出方法については、今後の施設整備の計画に基づく施設の定員数

を基に、確保方策を算出することを基本とします。

3ページから4ページに掛けて、当初の計画と見直し後の計画案を一覧でお示ししております。詳細はこの後説明させていただきますが、令和6年度の施設数を当初の計画と比較しますと、認定こども園が1施設の増、保育所が1施設の減、新制度幼稚園が1施設の減で、施設数の合計は1施設減の53施設となっております。

次に、認定区分別の量の見込みと確保方策の見直し案につきまして、5ページをご覧ください。1号認定についてですが、こちらは当初の量の見込みが大きく、実績と10パーセント以上の差があるため、量の見込みを減少します。また、幼稚園、認定こども園の施設数と定員数に変更があるため確保方策も減少となりますが、引き続き量の見込み分の受入枠は確保できる見込みです。

次に、6ページの2号認定ですが、1号認定とは反対に当初の量の見込みが小さく、実績と10%以上の差があるため、量の見込みを増加します。また、認定こども園、保育所の施設数と定員数に変更があるため、確保方策も増加となりますが、こちらも引き続き量の見込み分の受入枠は確保できる見込みです。

次に、7ページの3号認定（0歳）ですが、保育需要が高まってきているため申込数の実績が大きく、量の見込みと10パーセント以上の差があることから、量の見込みを増加します。また、令和4年度以降も待機児童が発生する見込みで、認定こども園、保育所の数と定員数にも変更があるため、確保方策も見直します。見直しの結果、当初は令和6年度に量の見込み分の受け皿を確保できる計画でしたが、令和6年度においても67人の受入が不足することとなります。原因としましては、保育需要が大幅に増加していることと、受入枠は増えているものの、計画策定時の見込みよりも定員を超過した受入ができていないことが挙げられます。

続きまして、8ページの3号認定（1・2歳）についてですが、こちらも当初の量の見込みが小さく、実績と量の見込みが10パーセント以上の差があり、認定こども園と保育所の施設数と定員数に変更があるため、量の見込みと確保方策の計画を見直します。見直しの結果、当初は令和4年度に量の見込み分の受け皿を確保できる計画でしたが、保育需要の増加によって令和5年度へと時期が1年後ろ倒しとなる見込みです。（1）の説明は以上になります。

続きまして、（2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策の中間見直しについて、資料2をご覧ください。事業計画冊子の49ページから記載している地域子ども・子育て支援事業の中間見直しの基本的な考え方としては、令和2、3年度の量の見込みと実績に明らかな差がある場合に、令和2、3年度の実績と傾向を基に量の見込みと確保方策を算出して見直しますが、実績と量の見込みの乖離が新型コロナウイルス感染症による一時的な要因である場合は、令和元年度以前の平常時の傾向を活用するなどにより補正することとなります。

1ページの下から3ページにかけて、14の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について当初の計画と今回の見直し案を一覧にして記載しておりますが、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業（幼稚園型）、一時預かり事業（保育所等）については、実施か所数のみを実態に合わせて変更しております。

量の見込み又は確保方策に変更のある事業につきまして、まずは4ページ下段の子育て短期支援事業ですが、令和3年度の利用者数が量の見込みを上回っており需要が増えていることから、令和4年度以降の量の見込みと確保方策を増加しております。

次に、6ページ下段の病児保育事業・子育て援助活動支援事業につきまして、当初は今年度より病児対応型と病後児対応型を各1か所で開始する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により遅れが生じていることから、まずは令和4年度内に苫小牧市立みその保育園で病後児対応型の開始を目指す計画に見直しております。

次に、9ページ中段の（10）乳児家庭全戸訪問事業について、出生数が減少していることから、令和4年度以降の量の見込みと確保方策を0歳児の推計児童数と同数に変更しております。

9ページ下段から10ページにかけての養育支援訪問事業（専門的相談体制）及び（育児・家事援助）につきましては、需要が増えたことにより令和2、3年度の実績が量の見込みを上回ってい

ることから、令和4年度以降の量の見込みと確保方策についても増加させております。(2)の説明は以上になります。

次に、(3) 子ども・子育て支援施策の中間見直しについて、資料3をご覧ください。事業計画冊子の51ページから記載があります、子ども・子育て支援施策については、令和2、3年度に状況が変わったものや施策の一部が終了したもの、目標を達成したものについて、施策の内容、目標値等を見直します。今回、見直しを行う事業については、それぞれ資料3に修正前と修正後の内容を記載しておりますが、12の事業について事業内容や状況が変更となったことにより見直しを行うこととしております。

また、4ページに記載しておりますが、基本目標3「それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします」の3-1「子育て家庭等への経済的負担の軽減」では、新規に令和2年度から健康支援課がコウノトリ検査事業を行っております。この事業は、子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な不妊治療を開始できるよう不妊検査に係る費用に対し助成します。令和6年度までに制度の周知徹底を図り、不妊検査を受けられる機会を拡大していくことを目標とします。

最後に、(4) 今後のスケジュールにつきまして、資料4をご覧ください。この資料では、令和4年度の事業計画中間見直し作業と審議会開催の日程を中心に、現段階での予定をお示ししております。本日は、4年度2回目の審議会開催となりますが、この後、本日委員の皆様からいただいたご意見や、国や北海道の動向などを踏まえ、中間見直しの修正案を作成し、11月下旬頃に開催予定の第3回審議会にて、利用定員の設定とともにお示しさせていただき、ご審議いただく予定でございます。

11月の審議会終了後に、中間見直し案のパブリックコメントを実施した後に、計画の最終調整を行い、北海道との協議・報告を経まして、翌年2月上旬頃に開催予定の第4回審議会にて、事業計画中間見直しの完成版をご報告させていただきます。

なお、子ども・子育てに関する各種事業の展開に新たな動きが出てきた際には、急遽、委員の皆様から意見をお伺いするため、審議会を開催することがありますことを、ご承知おきください。事務局からの説明は以上となります。

(議長)

(1) から (4) まで事務局から説明がありました。何かご意見やご質問はございますか。

(辻川委員)

資料2の4ページの下の方にある子育て短期支援事業というのは、少し調べたところ児童相談所の一時預かりみたいなものを指しているようなのですが、子育てしている私達がこういう頼れる場所があるんだという風に、ポスターなど普段から知る機会になるようなものはあるのでしょうか。

(健康こども部長)

本日はこども相談課の課長が欠席しておりますので、詳細は十分ではないところがあるかと思いますが、まず子育て短期支援事業というのは、お子さんを育てている中でのレスパイトと言いますか、お母さん達の休息や、それから独り身で育てているけれども出産などのいろいろな事情で家を空けなければいけない時にお子さんを預かるというような事業になっておまして、現在は市が里親さんと委託契約をして預かっていただくようなことをやっております。児童相談所の一時保護は、養護できる保護者がいない児童や保護者に監護させることが不適當な児童などの一時保護なので、里親さんに預かっていただく事業とは違っております。この事業は市の事業として行っていて、レスパイトや子育てが中々厳しいようなお母さん達にも利用していただいておりますが、児童相談所の事業とはまた別の事業と捉えていただいてよろしいのかなと考えております。

この事業の周知につきましては、ポスターのようなものは作っていないのですが、広報などを通して、子育て支援のメニューの中にこういうものがありますよという風にお知らせしている事業と

なっております。

(三成委員)

お願いします。資料3の4ページにあります新規1のコウノトリ検査事業についてなのですが、中々子どもができていく方が増えていると思うのでとてもありがたい施策だと思うのですが、条件として夫婦揃っての検査が必要であるという風にホームページに記載がありました。全国的にもそういう動きになっていると思うのですが、例えばこれが女性のみでも助成の対象になるのですか。そういう動きはないものなのでしょうか。

(健康こども部次長)

ご質問ありがとうございます。コウノトリ検査事業につきまして、この事業を始める時の市側の思いとしては、やはり女性は不妊検査に早めに行かれる方が多いのですが、男性の方が無関心とまでは言わないのですが、そういう検査に積極的ではないという現況も踏まえて、やはり子どもを望む夫婦は同じ意識で同じスタートラインに立っていただくことを市としては重要視しており、それで夫婦揃ってという条件を付けさせていただいているので、今のところは奥様だけで不妊検査している方を対象にするという考えはないです。今言ったように、夫婦揃って同じ意識でということをご理解いただければと思います。ありがとうございます。

(議長)

よろしいですか。実績が116件あるのですが、それも今お話ししたような感じで進んでいますか。

(健康こども部次長)

コウノトリ検査事業については年々申請数が多くなっております。医師会さんを通じて、市内の産婦人科の医療機関へ対象となる方が来たらご紹介いただけるようお願いもしてきたことで、申請数も徐々に伸びてきております。恐らく職場の中でそういう情報を共有されているようなケースも見受けられますので、引き続き市としても力を入れてやっていきたいと思っております。

(議長)

その他ご質問やご意見はございますか。

(三成委員)

もう1点、前回の会議に参加した時にもご質問させていただいた病児保育について、資料2の7ページの表にファミリー・サポート・センターの見直し後の数字が記載されていて、ファミリー・サポート・センターとしては6月1日からまた病児の対応が再開されていると思うのですが、条件として例えば風邪の症状があると受入が難しいというような記載があったように見受けられたのですが、ここの条件の変更などは考えられているのでしょうか。

(こども育成課長)

ご質問ありがとうございます。今現在、ファミリー・サポート・センターの方では発熱した児童の預かりというところがコロナ禍によって中々判断が難しいところがありまして、現状ではファミサポの事務局の判断にお任せしているような状況になっております。今後、国の方でコロナに関する対応について見直しが発生した場合には、こちらとしても見直しをしていくように考えていきたいと思っております。

(議長)

発熱に対する考え方がある程度定まったら、市でも考慮して、施策について新たな形の対応を考えるという返事かと思います。

その他にご意見はありますか。

(遠藤委員)

質問を少しさせていただきたいと思います。資料1の7ページになるかと思いますが、3号認定、要するに0歳の受入の施策について見直しを行うという部分に関して、幼稚園さんで認定こども園になられているところに少し0歳から2歳までの枠を広げていただいて受入れていただいた方がよいかと思います。超過で入所させるということですが、本当に0歳から2歳というのは凄く大事な時期で、子ども達は発達を迎えている時期なものですから、子ども達に向き合ってあげたいと思って保育士達も丁寧に保育をしています。やはり、子どもはまだ言葉がない時期なので、言葉がない分、超過で人数を受入れていけばいくほど手が出たりとか、意図はないのですが引っ搔いてしまったりということもあります。

この辺りについては、できれば認定こども園になられた幼稚園さんの方で少しでも3号認定の枠を広げていただいて受入れていただくというのが私もよいのかなと思うのですが、これと一緒に各施設での利用定員を超過する受入を進めることが並行して行われるとすれば、やはり子どもの受け皿だけを用意するというような感覚にどうしても私は捉えがちになってしまいます。

やはり命を守る職場でもありますし、今はコロナ禍でマスクをしているので微笑んでいるのか怒っているのか分からない状態ですが、保育士達は毎日丁寧に子ども達と向き合っているのです、本当に皆さん苦勞しているような状況なものですから、できれば緩やかでよいので認定こども園になられたところでの3号認定の受入を推進していただいて、各施設がオーバーワークになるような保育現状はあまりつくらないようにやっていただければということを、現場の意見としてお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長)

遠藤委員から定員超過についての意見がありましたが、これについて事務局の方から付け加えることはありますか。

(こども育成課長)

市といたしましては、現在は小規模保育施設の施設整備を含めて0歳から2歳児の受入数を増やせるような施策を実施中でございますが、遠藤委員がおっしゃる通り認定こども園化により0歳から2歳児の枠を増やしていく施策も重要かと思っておりますので、委員がおっしゃる通りに緩やかではありますが、少しずつでも数を増やせるように実施していこうと思っております。

(辻川委員)

資料2の5ページ目にある地域子育て支援拠点事業については、小学校や中高生の親向けの拠点というのはあるのでしょうか。教えてください。

(健康こども部長)

地域子育て支援拠点事業なのですが、ここに書いてありますのは幼児期の拠点となります。子育てルームや子育て支援センター、認定こども園での地域の開放事業、そして保育園でも行っているものなどもあります。

中学生と高校生に関しましては、一般的に児童センターは小学生の利用は午後5時までなのですが、週2回中学生は午後6時、高校生は午後9時まで利用できるようになっていて、子どもさん自身は児童センターに来ることができます。

親御さんからの相談ということでは、こちらの見直し計画の中にはないのですが、今年の3月から子ども・若者への相談窓口を開設いたしまして、KOWAKAという風に私共は呼んでいます。年代的には39歳までの若者世代の方達が対象となりますが、ご自身で相談にいらっしゃる方もいますし、親御さんが相談にいらっしゃる方もいます。中学生、高校生、そして20代、30代の方が対象なのですが、親御さんが相談に来ることもあります。地域子育て支援拠点ではないのですが、親御さんが大きなお子さんに関して相談する場合には、このような窓口もありますし、養育についての相談ということでしたら、双葉町にあるこども相談センターがあります。こちらは児童が対象ですので18歳までとなりますが、ご相談を受けることができるようになっております。以上です。

(辻川委員)

ありがとうございます。私は普段子ども食堂をやっているのですが、そこに家出してくる子達は中学生や高校生が多いです。それで、話を聞いてみると差し迫った虐待が理由とかいうことではなく、親と仲違いをして意を決して家出したというようなことがあるのですけれど、親御さんに相談すると親御さんも困り果てていて、それは療育が必要ということとかではない気がしています。ですから、育てにくい多感な時期のお子さんをお持ちのお母さんやお父さんが集まったり相談できる場所があるとよいなと思って質問しました。

(議長)

貴重なご意見、ありがとうございました。その他ご意見、ご質問はありますか。質問等がなければ議事については終了とさせていただきますが、事務局の方から何か付け加えることはありますか。

(健康こども部長)

特にございません。

(議長)

では、これで全ての議事が終了しました。本日は、長時間にわたり皆様のご協力をいただき、ありがとうございました。またよろしく願いいたします。

## 4 閉会

(司会)

小原会長、ありがとうございました。

これをもちまして「令和4年度 第2回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。

本日は、説明・審議にご協力いただきありがとうございました。

お帰りの際、お忘れ物などないよう、お気を付けください。